

年 月 日

建築確認済証未提出に係る届出書

建築基準法に基づく確認済証を、給水装置工事申込書に添付していない理由は、次のとおりです。

- | | 申込者 | 住所 |
|--------------|---|--------|
| | 氏名 | 氏名 |
| 1 建築主 | 住所 | 氏名 |
| 2 建築場所 | 横浜市 | 区 |
| 3 構造
主要用途 | | |
| 4 延べ面積 | | 平方メートル |
| 5 工事種別 | 新築 | その他 |
| 6 理由 | 次のいずれかに○印をしてください。その他の場合はカ欄に記入してください。
ア 工事用仮設建築物（事務所・宿舍）、建築物の工事用水栓
イ 井戸水使用からの転用（既存建築物）
ウ 自動車洗浄用・畑等散水用
エ 建築主が国・神奈川県・横浜市・公団等
オ 建築基準法に基づく確認申請中
カ その他（) | |

..... きりとり線

ご注意

1. 給水装置工事申し込みの承諾保留について

次の場合は、建築局長より水道局長に対して水道の給水装置工事申し込みの承諾の保留を要請することがあります。

- (1) 建築確認申請書の記載事項が事実と相違したとき。
- (2) 建築確認図書と相違して工事をしたとき。
- (3) 上記の他、建築基準法に違反して工事をしたとき。

2. 給水装置工事の完了届の手続きについて

- (1) 上記6の理由がオの場合には、**建築基準法に基づく確認済の証と中間検査合格証の写し**を添付してください。
- (2) 上記6の理由がカで、横浜市建築基準法施行細則で指定する中間検査対象建築物を建築する場合には、中間検査合格証の写しを添付してください。写しの添付がない場合、水道の給水装置工事の完了検査が受けられないことがあります。

◎水道工事をするときは、必ず横浜市が指定した工事店（指定給水装置工事事業者）にお申し込みください。